

生協行事のための補償制度

行事保険

普通傷害保険(行事参加者の傷害補償特約、国内旅行傷害保険特約)、賠償責任保険(施設所有(管理)者特別約款、保管物特別約款)

行事保険は、生協が主催の行事や生協運営にかかわる諸活動に参加する組合員の方々が、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合の補償と、主催者である生協が活動参加中の組合員および他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって被った損害への補償をする制度です。

* ぐらしの助け合いの会などの福祉活動についての補償は、[生協福祉活動保険]へご加入ください。

保険契約者	日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
本制度に加入できる方	日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会
保険期間	2016年7月1日から 1年間 ※中途での加入も可能です。

行事保険のうち見舞金制度部分には、「日帰り行事」について団体割引 20%(※1)と優良割引 10%(※2)が適用されています。

(※1) 団体割引は、見舞金制度の保険料算出に使用した実績人数の平均人数(のべ行事参加者数を行事開催日数で除したもの)により決定しています。今年度の平均人数が 3,000 名に達しなかった場合、保険料が変更となります。

(※2) 優良割引は、保険金の支払状況により変更になることがあります。

本制度で対象となる行事は、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動です。

【対象となる行事や活動の主な例】

産地見学会、組合員を対象とした学習会や研修会、生協が主催する班会・運営委員会・総代会など組合員参加の会議、生協への加入おすすめの活動、生協まつり、その他生協が主催する組合員を対象とした行事(連合会の行事に参加する場合など)……………など

※ 店舗で品物を買っているときや共同購入で荷分けしているときのケガは対象となりません。

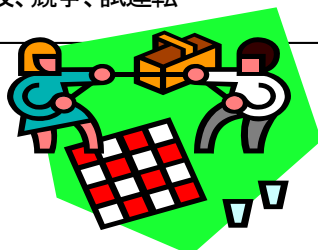
※ P11～の「日帰り行事の種類 一覧表」に列記されている行事が対象となります。(列記されていない行事については、行事保険の対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。)

本制度で対象とならない主な行事 (詳しくはP14～の「対象とならない行事」をご覧ください。)

○いかだ下り、川下り(観光用のライン下り以外)、熱気球搭乗、船釣り

○山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動

○自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、試運転 ……など



目次

制度の概要P1

保険金のお支払いについてP2

補償のタイプと保険料P6

事故がおきたときはP8

参考資料P10

制度の概要

1. 本制度のしくみ

本制度は、(1)見舞金制度(ケガの補償制度)と(2)賠償事故補償制度 から構成されています。

(1)見舞金制度(ケガの補償制度)

参加を登録したすべての組合員、組合員の家族、引率者(子どもを対象とした行事)が、行事に参加中および行事開催場所と自宅との往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します。(病気は補償の対象となりません。)

(2)賠償事故補償制度

生協が行事に参加中の組合員および他人に対して、行事主催者としての責任(法律上の賠償責任に限ります。)を負担することによって被った損害を補償します。(この保険では提供した飲食物等に起因する賠償責任は対象となりません。)

2. こんなとき保険金をお支払いします

次のような事故がこの保険の補償の対象となります。

<見舞金制度(ケガの補償制度)>

- 産地見学会の施設内で見学中、足元がすべって転倒し捻挫した。
- 料理教室で料理中、包丁で誤って指を切ってしまった。
- 運営委員会への参加途上、車にはねられ負傷した。
- 自転車にて生協まつり会場へ行く途中、雪で滑って転倒し、脱臼をした。
- 運営委員会のピラ配りの活動中、階段段差に気付かず転倒し打撲した。
- 託児室で預けた子供がつまづき、額に切り傷を負った。
- 生協主催のバレーボール大会で、プレー中アキレス腱を断裂した。
- 生協まつり会場で、グラウンドのへこみで転倒し、ケガをした。



…など

<賠償事故補償制度>

- 行事で借りたテントを不注意で壊してしまった。
- 料理教室での活動中、ガス爆発により組合員がケガをして、主催者として法律上の賠償責任を負った。
- 生協施設以外の会議室施設で、参加組合員の子供が誤って施設のガラスを破損させた。
- 活動中に、生協所有でない借りたコーヒーポットを不注意で落として壊した。

…など

* 活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象となりません。

ただし、活動中に組合員がケガをされた場合、ケガのみ補償制度の対象となります。

保険金のお支払いについて

1. 見舞金制度（ケガの補償制度）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	死 亡 保 険 金	<p>被保険者（*1）が組員活動中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>（注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ（*4） ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの
	後 遺 障 害 保 険 金	<p>被保険者（*1）が組員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>（注）保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入 院 保 険 金	<p>被保険者（*1）が組員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>（注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。</p> <p>（注2）入院保険金が支払われる期間中に、別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手 術 保 険 金	<p>被保険者（*1）が組員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術（*3）を受けられた場合</p> <p>以下の金額をお支払いします。</p> <p>①入院中（注）に受けた手術の場合 入院保険金日額×10</p> <p>②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5</p> <p>ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p> <p>（注）事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。</p>	
	通 院 保 険 金	<p>被保険者（*1）が組員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合</p> <p>なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。</p> <p>通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。＜90日限度＞</p> <p>（注1）事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。</p> <p>（注2）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>（注3）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位（*5）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（*6）を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。</p>	<p>※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(* 1) 被保険者(保険の補償を受けられる方)とは、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動に参加している方のうち、事前に参加登録を行っている方となります。

(* 2) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、見舞金制度のうち「日帰り行事」については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(* 3) 対象となる手術は以下の①・②とします。

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(* 4) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

(* 5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の 3 大関節部分、肋骨、胸骨等の約款記載の部位をいいます。

(* 6) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネ等をいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故とは】

下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

保険金は、生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なくお支払いします。

2. 賠償事故補償制度



《保険金をお支払いする場合》

生協が行事に参加中の組合員および他人に対して次の法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

- (1) 身体賠償 <他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えてしまった場合>
- (2) 財物賠償 <他人の財物（預かり物は除きます。）を損壊してしまった場合>
- (3) 預かり物賠償 <他人からの預かり物を損壊（紛失・盗難を含みます。）してしまった場合>

《お支払いする保険金》

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法	
損 害 賠償金	① 損 害 賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 ・ 身体賠償の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償費、慰謝料など ・ 財物賠償の場合および預かり物賠償の場合…滅失については滅失時の時価、汚損、損傷については修理費（修理不能もしくは修理費が時価を超える場合は時価）など	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	② 損 害 防 止 費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費 用 損 害	③ 応 急 手 当 等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争 訟 費 用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保 険 会 社 への 協 力 費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示 談 交 渉 費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

《保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注)の故意によって生じた賠償責任
(賠償責任保険共通)
 - (注)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
(賠償責任保険共通)
 - 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
(賠償責任保険共通)
 - 施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する賠償責任
(施設所有(管理)者特別約款)
 - 航空機、昇降機、ロープウェイ、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
(施設所有(管理)者特別約款)
 - 被保険者の使用人が所有または私用する財物が損壊、紛失し、または盗取されたことに起因する賠償責任
(保管物特別約款)
 - 保管物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
(保管物特別約款)
- ……………など

補償のタイプと保険料

補償タイプ		A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ
見舞金制度 (普通傷害)	死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円
	入院保険金日額	1,500円	1,500円	2,500円	3,000円
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
賠償事故補償 制度 (各タイプ共通) (賠償責任)	身体賠償	1名 3,000万円 1事故 1億円 (自己負担額1事故 1,000円)			
	財物賠償	1事故 1,000万円 (自己負担額1事故 1,000円)			
	預かり物賠償	保険期間中通算 500万円 (自己負担額1事故 1,000円) (現金・貴金属等の貴重品に関する賠償の場合は、 1事故10万円・保険期間中通算100万円が限度となります。)			
組合員 1名あたりの 保険料	日帰り行事①	8円	11円	16円	22円
	日帰り行事②	36円	48円	73円	106円
	日帰り行事③	71円	94円	146円	211円
	宿泊行事 (1泊2日迄)	91円	107円	162円	228円
	宿泊行事 (3泊4日迄)	109円	127円	195円	275円

* 上表の組合員1名あたりの保険料には、賠償事故補償制度の保険料1円が含まれています。

* 見舞金制度については、1名あたりの保険金額を表示しています。

* 賠償事故による補償制度については、お支払いする保険金の限度額を表示しています。

見舞金制度 (普通傷害) 保険料	<p>保険料は、「把握可能な直近の会計年度(1年間)における実績数値」をご申告いただき、これと上記1名あたりの保険料(見舞金制度部分)に基づいて算出いたします。</p> <p>【2015年度より「確定保険料特約」を付帯していますので、保険期間中の実績のご通知ならびに保険料の確定精算手続きは不要となります。】</p> <p>※「確定保険料特約」の概要</p> <p>本特約を付帯した場合は、ご契約時に「把握可能な直近の会計年度(1年間)または「保険始期日の3か月前から遡って直近1年間」における実績数値をご申告いただき、これに基づいて算出した保険料を「確定保険料」として取り扱いますので、保険期間中の実績数値のご通知ならびに保険料の確定精算手続きは不要となります。</p>
------------------------	---

《主な日帰り行事の種類について》

その他の行事につきましてはP11～P14「日帰り行事の種類一覧表」をご覧ください。

日帰り行事①	班会・会議・会合・交流会(国際交流・華道・茶道等)・産地や工場見学会・講習会(スポーツの場合は実技を伴わないもの)・生協まつり・平和行進・コンサート・映画鑑賞・料理教室・ハイキング・バレーボール・ソフトボール・テニス・卓球・水泳・いちご狩り・ウォークラリー・健康増進教室(体力テスト、血圧測定)
日帰り行事②	運動会・アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの)・陸上競技・スケート・ジョギング・軟式野球・日帰りキャンプ・サイクリング など
日帰り行事③	アイスホッケー・カヌー教室・空手・硬式野球・サッカー・柔道・スキー・スノーボード・相撲・タッチラグビー・フットサル・ボディボード・レガッタ など

自由設計について

●見舞金制度の補償金額については自由に設計することもできます。(賠償事故補償制度は各タイプ共通と同じになります。)

(日帰り行事は、1日1名あたりの保険料。宿泊行事は、1回1名あたりの保険料)

補償金額は、入院保険金日額は死亡・後遺障害の1000分の3以内、通院保険金日額は入院保険金日額を下回る金額で決めてください。

	死亡・後遺障害 ()万円	+	入院保険金日額 ()円	+	通院保険金日額 ()円	=	1名あたりの保険料
日帰り行事①	円	+	円	+	円	=	円
日帰り行事②	円	+	円	+	円	=	円
日帰り行事③	円	+	円	+	円	=	円
宿泊行事(1泊2日迄)	円	+	円	+	円	=	円
宿泊行事(3泊4日迄)	円	+	円	+	円	=	円

■ 保険料表(単位:円) ※死亡・後遺障害の保険料には賠償による補償制度の保険料1円が含まれています。

死亡・後遺障害 保険料								
保険金額	200万円	300万円	350万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
日帰り行事①	6	8	9	13	20	25	37	49
日帰り行事②	25	36	42	60	95	119	178	237
日帰り行事③	48	72	84	119	190	237	355	473
宿泊行事(1泊2日迄)	32	47	55	78	123	154	231	307
宿泊行事(3泊4日迄)	38	57	66	95	151	188	282	375

入院 保険料						
保険金日額	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	4,500円	5,000円
日帰り行事①	4	5	6	8	9	10
日帰り行事②	19	24	29	38	43	48
日帰り行事③	38	48	57	76	86	95
宿泊行事(1泊2日迄)	23	28	34	45	51	57
宿泊行事(3泊4日迄)	27	34	41	54	61	68

通院 保険料				
保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円
日帰り行事①	2	3	3	5
日帰り行事②	9	13	17	26
日帰り行事③	17	26	35	52
宿泊行事(1泊2日迄)	58	87	116	173
宿泊行事(3泊4日迄)	69	104	139	208

事故がおきたときは

事故がおきたとき(組合員から事故の連絡があった場合)は、すみやかに「行事保険 事故通知(証明)書」を株式会社アイアンドアイサービスまで送付してください。事故対応のご相談とあわせて共栄火災海上保険株式会社より保険金請求に必要な書類をお送りします。

1. 見舞金制度にかかわるケガ(傷害事故)の場合

保険金請求者はケガをされた方となります。ケガの治療が完了してから、必要書類をご返送ください。なお、死亡事故の場合は死亡された方の法定相続人が保険金請求権者となります。

- ①**保険金請求書兼同意書**: ご請求者の住所・氏名・押印と保険金振込口座をご記入いただきます。
- ②**事故状況報告書**: おけがの日時、事故原因および状況をご記入ください。
- ③**診断書(入院・通院申告書)**: 医師の診断書が必要です。ただし、入院・通院で保険金請求額が10万円以下で、かつ入院を伴う手術をされていない場合は「入院・通院申告書」に代えることができます。
後遺障害の場合: 上記のほか、後遺障害の程度を証明する医師の診断書が必要となります。
死亡事故の場合: 上記のほか、死亡診断書または死体検案書が必要となります。
- ④**その他保険会社が必要とする書類**: 死亡事故の場合は法定相続人を確認する書類や法定相続人の委任状・印鑑証明書など

【ご注意いただきたいこと—傷害事故 1】

入院・通院等の保険金をお支払いさせていただく要件は、以下のとおりとなります。

(1) 入院保険金

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

(2) 通院保険金

病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けること

※1 医師とは、医師法に定める医師をいいます。(ケガをされた方が医師の場合は、本人以外の医師をいいます。)

※2 あんま、はり、灸、マッサージ、カイロプラクティック等の施術については、医師の指示により施術を受けたものに限り、支払の対象とする場合があります。施術を受けた場合は、医師の指示であることを証明する指示書が必要となります。

【ご注意いただきたいこと—傷害事故 2】

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

2. 賠償事故補償制度の場合(賠償事故)

保険金請求者は生協および組合員となります。被害者との示談交渉が終了してから、必要書類をご返送ください。(対物事故の場合、壊れた物の写真をお撮りください。)

- ①**保険金請求書兼同意書**
- ②**事故原因・事故状況を立証する書類**
- ③**示談書・賠償申告書**(賠償事故における保険金請求額が10万円以下の場合「賠償申告書」に代えることができます。)
- ④**その他保険会社が必要とする書類**(損害写真、損害額立証書類等)

* 賠償責任事故が起きた場合、示談額などについては事前に共栄火災と相談する必要がありますので、必ず指示を受けてください。現場および事故状況(被害物など)の写真撮影、先方(被害者)との話し合い、示談書(保険会社所定用紙)の作成など事故の際の対応については遠慮なくご相談ください。事前にご連絡をいただけない場合には示談額の全額を保険金でお支払いできない場合がありますので十分にご注意ください。

(ア)事故の原因を正しく確認してください。

(イ)書面による示談以前の口頭での賠償の約束をしないでご相談ください。事故の内容から相手に賠償すべき金額を正しく確定させる以前の「全額弁償する」、「〇万円払います」などの口約束は禁物です。保険でお支払いできるのは法律上の損害賠償責任を負うべきとされる金額です。

先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

■この保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社である共栄火災が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

■このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しくは取扱幹事代理店株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

■保険料のお支払い方法は、「一時払」となります。2016年7月1日を保険始期日とするお申込の締切日は、2016年6月3日となりますので、加入依頼書を2016年6月3日までに株式会社アイアンドアイサービスにご送付ください。また、中途加入につきましては、株式会社アイアンドアイサービスにお問い合わせください。

【ご加入の際の注意】

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

また、ご加入にあたっては「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

《代理請求制度について》

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

(お問い合わせ先)

●取扱幹事代理店 株式会社アイアンドアイサービス
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13 コープ共済プラザ
Tel.03-6836-1330 / Fax.03-6836-1333

●引受幹事保険会社 共栄火災海上保険株式会社
団体組織開発部 営業課
〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6
Tel. 03-3504-2898 / Fax. 03-3504-2948

<引受保険会社および引受割合>

共栄火災海上保険株式会社	60%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	14%
東京海上日動火災保険株式会社	13%
三井住友海上火災保険株式会社	13%

参考資料

次ページ以降は、「日帰り行事 一覧表」です。

開催(活動)する行事が下記のどの区分に該当するか、ご確認の際にご使用ください。

- 日帰り行事①
- 日帰り行事②
- 日帰り行事③
- 対象とならない行事

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①	日帰り行事②	日帰り行事③	
あ行	<p>アーチェリー 空かん拾い 歩こう会 慰安会(懇談、飲食程度のもの) 囲碁 石けり いすとりゲーム 磯遊び(浜辺で行う程度のもの) いちご狩り いなごとり 稲刈り大会(手作業) いも煮会 いも堀 慰問(人形劇、歌程度のもの) 慰霊祭 インディアカ ウォークラリー ウォーターシャギー 牛の乳絞り競争 牛の品評会 腕相撲 腕立て伏せ うなぎつかみ 馬のパレード 馬飛び ウルトラクイズ エアロビクスダンス 映画鑑賞 SL乗車会 エスキーツーニス</p>	<p>演芸会 園児のゆうぎ会 遠足(日帰り) 緑日(保育園、幼稚園等主催) お祝会(挨拶、飲食程度のもの) 応援 お神楽(舞台で踊る程度のもの) お菓子作り お好み焼き会 おしるこ会 オセロゲーム お茶会 お手玉 踊り太鼓 鬼ごっこ おはじき お花見 おはやし 御参り お土産さんごっこ 親子親睦会(おゆうぎ、じゃんけんゲーム程度のもの) オリエンテーリング(徒歩によるもの) 折紙 音楽鑑賞 温泉旅行(日帰り) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する</p>	<p>アイススケート アスレチック(アスレチック場で総合的に行うも アルティメット 一輪車 慰霊祭(船を利用する場合) ウィンドサーフィン 輪投げ体験 運動会 エアドーム、エアローム、エアーマット(風船の中 で飛びはねる、あるいはトランポリンのようなもの) 駅伝 駅伝先導(自動二輪、原付を使用するもの) エコノミーラリー(オートバイ、原付によるもの) 遊乗競争(自動二輪、原付、自転車を使用する</p>	<p>合気道 アイスホッケー アメリカンフットボール 居合道 ウェーブカッター(モーターボートで引っ張っても らうボート) イングランドホッケー エイボード エコノミーラリー(自動車によるもの) オリエンテーリング(自動車によるもの)</p>
か行	<p>カーリング 開会式 会議、会合 会食会 海水浴 害虫駆除(高所作業を伴わないもの) 買物旅行(日帰り) 鏡開き 柿狩り 影絵 貸しボート乗り 河川清掃 仮装行列 華道 鐘つき 紙芝居 紙すき教室 カラオケ 借物競走 カルタ カローリング 川原遊び(ゲーム、すいか割、水遊び程度のもの) 観劇 親月会 乾布摩擦 街頭募金 街頭ピラ配り 学園祭(模擬店、コンサート、フォークダンス程度 のもの) 学習会(読書程度) 合唱 我慢会(暑さ寒さの我慢会) カンガクリケット キックボール(ボールをけりながら旗を回って 帰ってくる) きのこ狩り 木の実拾い 肝だめし キャスティング(釣糸を正確にどこまで飛ばせる かを競う。屋外または広場で行うもの)</p>	<p>キャッチング・ザ・スティック 救急法(講習。人工呼吸、応急処置の仕方) 弓道 教会(ミサ、日曜学校) 競技ダンス 郷土芸能パレード 金魚すくい キンボール 草むしり 組合大会、組合オルグ(除、専従) クリスマス会(保育園、幼稚園等主催) 栗拾い 車椅子テニス クローカー グラウンドゴルフ グリーンボール 敬老会(観劇、カラオケ程度のもの) 結婚式 見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、O ○ショー、美術館等) けんかだこ ケンケン大会 健康診断 健康増進教室(体カテスト、血圧測定程度のもの) 懸垂 けん玉 ゲートボール 講演会 工芸 工作(子供対象程度のもの) 講習会(スポーツの場合は、実技を伴わないもの) 交通安全教室(講義程度のもの) 交通量調査(市民等が奉仕で行うもの) 校庭、プール清掃 交流会(国際交流、華道、茶道等) 水の彫刻(子供対象程度のもの) 子育て講習会 子供用三輪車競争 こてき隊 コンサート 懇親会(懇談、飲食程度のもの) 昆虫採集 コンテスト(日焼け比べ程度) コンビネーションユニットマシーン(ルームラン ナー、自転車こぎ) 御詠歌 ゴムボート遊び(川下りを除く) 御来光 ゴルフ (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り 行事②を適用する</p>	<p>カヌー教室(プール) 器械体操 騎馬戦 キックベースボール キャンプ(日帰り) キャンプファイヤー(日帰り) 競歩 炬火リレー 組体操 車椅子ジョギング 車椅子バスケットボール 車椅子マラソン クロスカントリー(スキーを使用しない場合) 見学会(船を使用する場合) 剣道 交通安全自転車キャラバン隊 子供祭(紙のみこしかつぎ)</p>	<p>カッター競技 カッターボート カヌー教室(川、湾内) カヌーボロ カバディ カヤック 空手 草競馬 草スキー クロスカントリー(スキーを使用する場合) 硬式野球 ゴーカート(遊園地にある程度のもの)</p>

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③
さ行	サイクルモノレール サウナ 魚のつかみどり(プール、川の浅瀬で行う場合) 魚の放流 養立て(観光客を対象とする程度のもの) さくらんぼ狩り サッカー教室(試合は除く) 撮影会 山菜とり 参拝 座禅 3B体操 汐干狩り 式典 詩吟 獅子舞 史跡巡り 自然観察(海岸、野原等) 七五三(お宮参り) 七宝焼 謝恩会(懇談、会食程度のもの) 社交ダンス 写生会 ジャップルボード 手芸 珠算 将棋 植樹祭(公園等で行う記念植樹程度のもの) 植物採集 書道 シンクロナイズドスイミング 身体障害者技能競技会(和裁、洋裁、陶芸等)	森林浴 自転車整理(市民が奉仕を行う程度のもの) 自転車乗り方教室 地引き網、地曳き網(観光客を対象とする程度のもの) ジャズダンス じゃんけんゲーム 柔軟体操 順送球 陣取りゲーム 水泳(遠泳を含む) すいか割り 垂直飛び スカッシュ スカッシュバレー すごろく ストーンハンティング(川原で小石拾い) ストレッチ体操 砂遊び スノーボード(プラスチック製で市販されているもの) 巣箱作り スピードガン遊び スプーンレース スポーツカイト スポーツ大会の奉仕 スポーツ大会の役員 スポンジサッカーゲーム スマイルボーリング スローピッチングゲーム(ソフトボールと同じルール。ピッチャーはボールを一回真上に投げ、その落ちてきたボールをバッターに投げる) 清掃(市民が奉仕で行う程度のもの。海岸、公園、河川等) 雪上タイヤ滑り セバタクロウ 創作ダンス 卒業式、卒園式等 ソフトバレーボール(柔らかいボールを使用したバレーボール) ソフトボール (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	サイクリング サイクルオリエンテーリング サイクルロードレース 魚釣り(船上での釣り、船を使用して釣り場に行つての釣りは除く) 射撃(クレーによる射撃) 射撃(ライフルによる射撃) 射撃(ボウガンによる射撃) 射撃(エアガンによる射撃) 消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) 新体操 自転車遊乗り競争 自転車障害物競走 自動二輪試乗会(教習所内で試乗するもの) 銃剣道 重量拳 乗馬(ポニー、ろば等を含む) ジョギング スーパースライダー 水泳 スケート スケートボード スポーツチャンバラ スポーツ雪合戦 聖火リレー 雪上運動会(スキーを使用しない場合) 船上パーティー	サーフィン 祭礼で山車、みこしに参加するもの サッカー サロンフットボール(ミニサッカーと同じ) 少林寺拳法 自動車試乗会 雪上運動会(スキーを使用する場合) 自動車安全運転講習会 柔道 水上スキー スキー(歩くスキーを含む) スノーサーフィン(スノーボード) スノーホッケー 相撲 そり(スノーボードは除く) 象とのつなひき
た行	ターゲットバードゴルフ 太極拳 たいまつ行列 タイヤ乗り 体カテスト 田植え 宝さがし 竹馬遊び 竹細工 竹とんぼ タケノコ狩り 凧あげ(子供用) 卓球 たてばし 七夕祭り(笹の飾り付け、バザー、食事程度のもの) たまいれ ダーツ 代官行列 ダンスパーティー ダンベル体操 稚児行列 茶つき チェックボール 彫刻 ちょうちん行列 町内清掃	つなひき 釣教室(建物内で行うもの) 釣堀での釣 テーブルマナー 庭球 テニボン 点字 天体観測、地学・天文観測 ディスクゴルフ 陶芸 とうもろこし狩り 灯ろう流し 討論会 飛び箱 トランプ遊び トリム体操 豚汁会 同窓会(懇談、飲食程度のもの) 動物と親しむ 土器作り どじょうつかみ ドッチボール どんと焼き(どんと祭り) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	体操(床運動、鞍馬、つり輪、跳馬、鉄棒、平行棒、段違い平行棒、平均台等) タイムマラソン(事前に申告したタイムに一番近いタイムで走ったものが勝ち) 樽みこし(子供たちが市内をかついで回る) ツーリング(自動二輪、原付、自転車) テニス野球(テニスのラケットとボールを用いて行う野球) トライアスロン(水泳、自転車、マラソンの競争) トランポリン	剣道 タッチフットボール タッチラグビー 玉せせり(木のボールの奪い合い) ツーリング(自動車) つぎじし(四国郷土芸能) 剣の舞い テコンドー トライアスロン(スキー、自転車、マラソンの競争) トライアスロン(ボート、自転車、マラソンの競争) ドラゴンボート(モーターボートで引っ張ってもらうボート)
な行	ナイトハイク 梨狩り なぞなぞゲーム なわとび 日曜大工教室 二人三脚 入学式、入園式等の式典 乳幼児教室	人形劇 人形作り 人間囲碁、将棋(人間を碁石、将棋の駒に見立てて行うもの) 寝たきり老人や身体障害者に対するヘルパー活動(市民等が奉仕で行うもの) ネットボール(バレーボール形式) 粘土細工 農業体験 納涼大会、納涼パーティー等 (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	なぎなた 軟式野球(準硬式を含む) 軟式野球(準硬式を含む) 審判講習会(実技を含む) ネットボール(バスケットボール形式) 納涼船(クルージング含) 納涼大会、納涼パーティー等(船を使用する場)	長靴ホッケー 日本拳法 人間ばんば競技(雪上で荷物をのせたそりを5~6人でひいて競う)

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①		日帰り行事②		日帰り行事③	
は行	ハイキング 俳句会 早食い、早飲み競争 走り幅跳び 初詣 花火見物 花火大会(市販程度の花火) 羽根つき ハンカチ落とし 版画 飯ごうすいさん バードウォッチング バーベキュー バウンドテニス バケツレース バザー バスケットピンポン バス旅行、バスハイク(日帰り) バドミントン バドントワリング バレーボール バレエ バンブーダンス バンボン(テニスボールより小さいボール、卓球のようなラケットを使用。ルールはテニスと同じ) パーティー(懇談、飲食程度のもの) パーリング パターゴルフ パットゴルフ バドミントン バレード(徒歩によるもの) 筆記試験 筆記試験の監督 筆記等の試験の監督(自ら実技を行わないも) 表彰式 ビーチバレーボール ビームライフル(レーザー光線の銃) ビニールバレーボール 美容・健康美体操 ビリヤード ビルテレーリング(ビルを回るオリエンテering) びわ狩り ビンゴゲーム 風船割り、風船運び、風船飛ばし	フォークダンス ふき狩り ふくわらい フットバック フライングディスクゴルフ フラッシュボール フラワーブ フリースローゲーム フリーテニス フリスビー フルーツバスケット(椅子取りゲームと同じ) ぶどう狩り プラスバンド プレイクダンス 分譲地内覧会 ブラネタリウム見学 プラモデル プレイバイ(2本のロープにフイを通し動かす) プロ野球観戦 閉会式 ベビーゴルフ 勉強会 ベタンク ペダルボート ペナルティキックゲーム ペロタ 法事 ポウリング 棒踊り ホースシューズ(馬蹄輪投げ) ボート教室(手こぎボートを使用) ボートオリエンテering ボールリレー ボールカロツティ 歩行ラリー ほたる狩り ホッピンク 盆踊り ボンバン(インディアカのルールで、手で打つ代わりにラケットを使う) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	ハッキーサック ハンドベースボール ハンドボール 馬術 バスケットボール バレード(自動二輪、原付、自転車) パワーリフティング 避難訓練(一般市民、学童等が行う程度のも) 水上運動会 ファイヤーストーム フィールドアーチェリー フィールドアスレチック フェンシング フットベースボール ヘックボール 豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のも) 防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のも) ボディビル ボートボール	バッテリーカー ビーチサッカー ファミリーラリー(公道上を安全法規を守って走行する) フットサル フルームボール(ホッケーの一種) プラスノースキー(草スキー) ペーロン競漕 ボートレース ボクササイズ ホッケー ボディボード 棒持(真剣でカタの披露)		
ま行	マーチングバンド、マーチングフェスティバル 麻雀 マスゲーム マタニテスクール マット運動 まつたけ狩り 的当てゲーム(円型的にゴムボールを当てる) 豆まき 丸太切り競争 マルチアクシス(無重力体験) マレットゴルフ(木槌で打つゴルフ) みかん狩り みこしの誘導 水遊び ミニSL乗車 ミニゴルフ ミニテニス ミニバレーボール 民謡 むかで競争 メーカー行進	迷路 目かくし競争 メンコ 模擬店 模型飛行機(製作と遊び) 木工教室 もちつき モデルハウス見学会 もみじ狩り (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	祭り(火渡りの神術、炭の上を渡る) 祭り(『投大松明祭り』) 祭り(漁船の海上バレード) 祭りの中で火縄銃を撃つ マラソン 湖の氷上でのわかさぎ釣り ミニアスレチック ミニサイクルの競争 ミニバイク安全運転コンテスト ミニバスケットボール ミニマラソン もちなげ祭(投げられたもちを取りあう)	マリンロデオ(モーターボートで引っ張ってもらうボート) 祭り(長い竹を持ち、ぐるぐる回る) 祭り(『ねぶた祭り』) 祭り(『鞍馬の火祭り』) 祭り(馬が引くそりに乗る) 祭り(『やっさいもっさい祭』スミの上をみこしを担ぎ歩く) 祭曳船(小船をみこし代わり) ミニサッカー(サッカーボールより小さめのボールを使用、6人制)		
や行	やきいも会 遊園地 遊戯 雪遊び 雪かき(スコップ等で行うもので屋根等の高所作業(雪おろし)は除く。) ユニカール ヨーヨーつり ヨガ (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	野球教室(実技を伴う場合) 屋台船での宴会 遊覧船 ユニホック ヨット教室				

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①	日帰り行事②	日帰り行事③	
ら行	ラインサッカー 落語鑑賞会 落成式 ラケットテニス ラジオ体操 ラジコン リズム体操 リハビリ体操 料理教室 リンゴ狩り	リングテニス(バドミントンコートで、ゴム製の輪を使用) りんご早剥き大会 リンボーダンス 礼拝 浪曲 老人スポーツ大会(血圧測定、輪投げ、パン食競争等) 老人大学講座 ローンボウレス (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	ライン下り(観光客を対象とする程度のもの) ラケットベースボール ランドヨット 陸上競技(短距離、中距離、長距離、競歩、走り幅跳び、三段跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げ、走り高跳び、棒高跳び、障害物競走等) ローラースケート ロディオマシーン	ラクロス ラグビー レガッタ ローラーホッケー
わ行	綿菓子作り 輪投げ わら細工 わら投げ わらび狩り ワンバウンドバレーボール (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する			

対象とならない行事	いかだ下り 岩のぼり ウォータージャンプ 大風揚げ 川下り(観光用のライン下り以外) 狩猟(銃を使用するもの) 義勇消防団の訓練 交通指導・補導員契約 サバイバルゲーム 下草刈り、枝はらい 少年補導 ジェットスキー操縦 自転車モトクロス ジムカーナ シューティングゲーム スポーツクライミング 高台飛び込み 建前 出初め式 とび板飛び込み 鳥人間コンテスト 熱気球搭乗 ヘリスキー 自衛消防団 ゴーカー スノーモービル	廃品回収 バトロール 船釣り フリークライミング 防犯・防火バトロール 祭り(『御柱祭』) 祭り(『かんとう祭』) 祭り(『ケンカみこし』) 祭り(『竿灯祭』) 祭り(『だんじり祭り』2トンのだしを急旋回させる大阪の祭り) 祭り(『博多山笠』) 祭り(やぐらの組立・解体作業) 祭り(『やぶさめ』) 棟上げ 山焼き・野焼き 遊覧ヘリコプター 雪おろし ヨットレース ワンダーフォーゲル リュージュ ポプスレー スカイダイビング ハンググライダー 自動車、原動機付自転車 モーターボート(水上オートバイを含む。) ゴーカー スノーモービル
-----------	--	--

<p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『下草刈り、枝はらい』とは、スギ林やヒノキ林等の保安全管理のために行うチェーンソー、なた等を使用した山林での作業のことで、行事保険の対象となりませんが、家庭用の鎌を用いた草むしりや農業体験は、日帰り行事①の対象となります。 ○『廃品回収』とは、家電等の粗大ゴミ・古新聞・資源ゴミを引き取ることをいい行事保険の対象となりませんが、地域でのゴミ拾い等の清掃活動(海岸、公園、河川等で市民が奉仕で行う程度のもの)は、日帰り行事①の対象となります。 ○『建前』とは、竣工後も建物が無事であるよう願って行われるもので、通常、柱・棟・梁などの基本構造が完成して棟木を上げるときに行われる神道の祭祀をいい、行事保険の対象となりません。 ○『自動車安全運転講習会』は、自動車に搭乗する実技講習が日帰り行事③の対象となりますが、座学の安全運転講演会やビデオ講習等、講義程度のみは、日帰り行事①の対象となります。 <p>※「日帰り行事の種類 一覧表」に列記されていない行事につきましては、(株)アイアンドアイサービスまでご照会ください。</p>
--

重要事項説明書

（【団体契約用】行事保険）

契約概要・注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項およびご加入者にとって不利益になる事項などを、この「契約概要・注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み

この保険契約は、日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、日本生活協同組合連合会の会員生協および日本生活協同組合連合会が主催する行事活動に参加する方を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。

(2) 商品の仕組み

この保険は、生協主催の行事や運営に関わる諸活動中に偶然な事故でケガをされたり、偶然な事故により他人に対して損害を与え法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

(3) 補償内容

①保険金をお支払いする場合

パンフレットの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合の補償期間は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額につきましては、パンフレットでご確認ください。

2. 保険料

保険料はパンフレットでご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料払込方法につきましてはパンフレットでご確認ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。

注意喚起情報

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○他の保険契約

3. ご加入後における留意事項

ご加入後に加入依頼書の記載事項に変更等が生じる場合には、必ずパンフレットに記載の連絡先までご通知ください。

4. 保険責任の開始日時

保険責任は2015年7月1日に開始します。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

6. 保険契約の無効・取消し・失効

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

7. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、この場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

8. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合があります。

9. 万一事故が発生した場合には

- (1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、事故の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。
- (2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

10. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係わる傷害保険金については100%）まで補償されますが、賠償事故補償制度については補償されません。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積もりは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店または下記までご連絡ください。
24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077（無料）

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、所属団体が事務手続きのために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<http://www.kyoeikasai.co.jp/>）をご覧ください。
ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込ください。

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼（申込）書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険期間（ご契約期間）
- 保険料・お支払方法（払込方法）

2. 加入依頼（申込）書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。